

輸入種苗検疫要綱(昭和53年9月30日付け53農蚕第6963号農蚕園芸局長通達)一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後						改正前					
別表2 (第8関係) 2次検査の方法						別表2 (第8関係) 2次検査の方法					
種苗の種類	植物の種類	検査の種類	検査の数量	対象検疫有害動植物等	検査の方法	種苗の種類	植物の種類	検査の種類	検査の数量	対象検疫有害動植物等	検査の方法
草花、野菜、樹木、牧草、特用作物等の種子	(1)～(17) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	草花、野菜、樹木、牧草、特用作物等の種子	(1)～(17) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(18) きゅうり、 <u>シトルルス・アマルス</u> 、すいか、せいようかぼちゃ、せいようかぼちゃ及びにほんかぼちゃの交雑種、とうがん、にがうり、にほんかぼちゃ、ペポかぼちゃ、メロン、ゆう	(略)	(略)	(略)	(略)		(18) きゅうり、すいか、せいようかぼちゃ、せいようかぼちゃ及びにほんかぼちゃの交雑種、とうがん、にがうり、にほんかぼちゃ、ペポかぼちゃ、メロン、ゆうが	(略)	(略)	(略)	(略)

	がお				
	(19)～(28)) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注) (1)～(3) (略)

別表3 (第12関係)

1～6 (略)

7 薬剤粉衣による消毒方法の基準

検疫有害植物の種類	薬剤名及び薬量又は濃度	処理方法及び処理時間	摘要
(略)	(略)	(略)	農薬取締法により登録されたものに限る。消毒をする場所に陸路輸送を行う場合は、麦角菌核混入穀類等取締り要領（昭和46年2月6日付け45農政第2628号農政局長通達）に準じて取り扱う。

(注) (略)

	(19)～(28)) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注) (1)～(3) (略)

別表3 (第12関係)

1～6 (略)

7 薬剤粉衣による消毒方法の基準

検疫有害植物の種類	薬剤名及び薬量又は濃度	処理方法及び処理時間	摘要
(略)	(略)	(略)	農薬取締法（昭和23年法律第82号）により登録されたものに限る。消毒をする場所に陸路輸送を行う場合は、麦角菌核混入穀類等取締り要領（昭和46年2月6日付け45農政第2628号農政局長通達）に準じて取り扱う。

(注) (略)

附 則

この通知は、令和8年6月18日から施行する。ただし、別表2に係る改正規定は、同年12月17日から施行する。